

銚教総第 601 号
令和 3 年 9 月 16 日

関係保護者 各位

銚田市教育員会教育長
(公 印 省 略)

貸与中モバイルルーターの使用について (依頼)

日頃より銚田市教育行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当市より貸与しておりますモバイルルーターですが、一部ルーターの通信量が、本来想定している利用方法での通信量を大幅に超過している状況が見受けられます。

つきましては、保護者の皆様に御家庭でのモバイルルーターの使用について、下記の点を再度御確認いただきますようお願い申し上げます。

記

- ① 貸与したモバイルルーターは、オンライン学習等の教育目的でのみ使用し、それ以外の目的では一切の使用を禁止しています。
- ② 貸与したモバイルルーターは、児童生徒が持ち帰るタブレット PC のみを接続し、それ以外の一切の端末の接続を禁止しています。
- ③ 貸与したモバイルルーターは、一切の設定変更を禁止しています。

なお、教育委員会では各モバイルルーターの通信量をすべて把握しております。

教育目的以外で使用していることが明らかな場合は、一時的な通信切断、及び該当者に直接指導を行う等の対応をさせていただきますので、あらかじめ御了承ください。

銚田市教委育委員会 教育部
教育総務課 施設管理係
電話 0291-37-4340 (直通)